

令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

警察向け「「児童福祉」がわかるハンドブック（仮称）」
作成に係る調査研究
報告書

令和4（2022）年3月

有限責任監査法人トーマツ

目次

第1章	事業要旨	1
第2章	事業の背景と目的.....	2
第3章	事業の実施内容.....	3
1	事業の全体像.....	3
2	事業における活動の説明.....	3
第4章	都道府県警察本部を対象としたアンケート調査.....	6
1	目的	6
2	方法	6
(1)	調査票の設計.....	6
(2)	調査対象	6
(3)	調査の時期	6
(4)	調査の方法	6
(5)	調査内容	6
3	結果	7
(1)	アンケート調査回収結果.....	7
(2)	アンケート調査結果.....	8
4	まとめ（ハンドブックへの反映）	16
第5章	警察官・警察職員のための「児童福祉が分かる」ハンドブックの作成...	20
1	ハンドブック作成にあたっての議論.....	20
(1)	第1回検討委員会における主なご意見.....	20
(2)	第2回検討委員会における主なご意見.....	20
(3)	第3回検討委員会における主なご意見.....	21
2	ハンドブック作成の工程.....	22
3	児童相談所及び市区町村を対象としたアンケートについて.....	22
(1)	目的	22
(2)	方法	22
(3)	結果	24
第6章	まとめ	25
第7章	成果の公表方法.....	26
第8章	資料編	27

第1章 事業要旨

当調査研究事業では、警察と児童相談所等との間で、児童虐待事案への対応をはじめ、広く児童福祉について、より一層相互理解を進め、連携して行う取組の推進に資することを目的として、警察に向けた「「児童福祉」がわかるハンドブック（仮称）」を作成し、全国の都道府県警察、児童相談所等に配備するための活動を行った。

具体的には、①検討委員会の設置・開催、②都道府県警察本部を対象としたアンケート調査、③警察官・警察職員のための「児童福祉が分かる」ハンドブック（以下、「ハンドブック」とする。）の作成といった活動である。

ハンドブック作成の際の参考情報を得ることを目的として行った都道府県警察本部を対象としたアンケート調査では、警察側が抱えている児童福祉、特に児童虐待への対応に関する児童相談所等への質問や疑問、意見を収集した。その結果、調査対象とした47都道府県警察本部すべてからアンケート調査への回答があり、1,000項目超の質問項目（重複する項目を含む）を収集した。

当事業における検討委員会での議論や、上述の都道府県警察本部を対象としたアンケート調査結果を踏まえてハンドブックの構成を検討したのち、検討委員会の各委員に作成を分担いただきながら、ハンドブックの内容検討を進め、素案を作成した。

作成したハンドブック素案の内容について、児童相談所（地域ブロック代表幹事である12所の児童相談所）及び、人口規模や所在地域に偏りが無いよう配慮して選定した10所の市区町村に対して協力を依頼し、現場の声や感覚と乖離がないかの確認を求めた。その結果を踏まえて再度、検討委員会にて議論し、ハンドブックを完成させた。

なお、このハンドブックは警察と児童相談所、市区町村が、互いの理解を深め、児童虐待事案について連携して取り組むことを支援するために作成したものであり、双方の対応について機密性の高い情報を含んでいることから、ハンドブックの全編は非公開とし、ハンドブックを要約することにより作成した「公開用概要版」を一般公開することとした。

第2章 事業の背景と目的

全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は年々増加しており、2020（令和2）年度に全国の児相が対応した児童虐待相談対応件数ははじめて20万人を突破した。近年の悲惨な児童虐待事案の発生もあり、子どもの安全確保のため、警察と児童相談所等とのさらなる連携強化が求められている背景がある。

児童虐待事案に関して、警察と児童相談所の連携については、児童相談所を対象とした先行調査¹において、児童虐待が疑われる事案への対応に関する判断が児童相談所と警察で異なったことが「ある(56.3%)」との回答が半数超える結果が示された。両者の判断が異なった場面の例としては、虐待の有無についての判断が異なった例や、虐待内容の判別が異なった例、対応方法や対応方針に係る判断が異なった例等が挙げられ、「情報共有」において課題や改善すべき点があるというよりは、児童虐待が疑われる事案に対して、「それぞれの機関としての役割や考え方の違いから生じる違い」によるところが大きく、相互理解を深めることで、判断の違いというギャップを埋めることができるものと推察される結果となった。

行政機関は、法令によりそれぞれ異なった任務を与えられ、権限行使に当たっては多くの制約の下に置かれていることに鑑みれば、警察と児童相談所との連携は、対処の意図や限界等を理解し合った上で、それぞれの機関の任務を達成するために、各機関が事案に即して行動することが求められると言えるだろう。つまり、警察と児童相談所等との連携をさらに推進していくためには、機関同士が互いの役割や方針、判断基準等をよく知っておくことが有意義であると考えられる。

これまでに、先行研究²の中で、児童福祉に携わる者を対象とした、警察の組織、体制、考えかた、児童虐待事案への対応等が分かる資料（ハンドブック）が作成され、活用されているところであるが、「警察」向けに作成された「児童相談所等の対応をはじめとする児童福祉分野が分かる資料」はない現状がある。

当調査研究事業では、このような背景に鑑み、警察と児童相談所等との間で、より一層相互理解を進め、連携して行なう取組の推進に資することを目的として、警察に向けた「「児童福祉」がわかるハンドブック（仮称）」を作成し、全国の都道府県警察、児童相談所等に配備することとした。

¹ 厚生労働省委託事業「令和2年度 児童虐待事案への対応における警察と児童相談所・市町村の連携等に関する調査事業報告書」

² 京都産業大学社会安全・警察学研究所が、「児童福祉に携わるひとのための「警察が分かる」ハンドブック」を2019年1月に発行した。

第3章 事業の実施内容

1 事業の全体像

本調査研究事業においては、①検討委員会の設置・開催、②都道府県警察本部を対象としたアンケート調査、③警察官・警察職員のための「児童福祉が分かる」ハンドブック（以下、「ハンドブック」という。）の作成といった活動を行った。

2 事業における活動の説明

① 検討委員会の設置・開催

調査研究事業の客観性を確保するとともに、専門的な見地に基づく検討・助言等を受けるため、学識経験者、自治体関係者等の有識者7名による検討委員会を設置した。

検討委員会の委員名簿を以下に掲載する。

図表 1 検討会委員名簿（敬称略）

<委員>	
鈴木 秀洋（委員長）	日本大学危機管理学部准教授 元文京区子ども家庭支援センター所長
奥田 晃久	明星大学教育学部子ども臨床コース特任教授 元東京都江東児童相談所長
久保 健二	福岡市こども総合相談センター課長（連携支援担当）
後藤 慎司	豊の子ども福祉考房SHINフリースーパーバイザー 元大分県こども・女性相談支援センター長
船崎 まみ	江戸川区総務部法務課長 弁護士
増井 敦	京都産業大学法学部准教授
増沢 高	子どもの虹情報研修センター研究部長
<オブザーバー>	
厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室	
警察庁 生活安全局少年課少年保護対策室	
<事務局>	
有限責任監査法人トーマツ	

本事業では検討委員会を7回開催し（持ち回りによる開催を3回含む）、警察側

からの質問・疑問・意見の収集のためのアンケート調査項目の検討や、アンケート調査の結果を踏まえたハンドブックの構成検討、ハンドブック原稿の作成、児童相談所及び市区町村側からの意見を踏まえたハンドブック原稿の改定等を行い、ハンドブックを完成させた。

検討委員会の開催日程及び各回の議事を以下に掲載する。

図表 2 検討会の開催概要

<第1回検討委員会>

○日程：2021年9月6日 17:10～19:00

○議題：

- ・ 開催挨拶
- ・ 検討委員会委員紹介
- ・ 事業概要及びスケジュールについて
- ・ 警察向け「「児童福祉」がわかるハンドブック(仮称)」について
- ・ 都道府県警察本部を対象としたアンケート調査について

<第2回検討委員会>

○日程：2021年11月18日 18:00～20:00

○議題：

- ・ 都道府県警察本部を対象としたアンケート調査結果について

<第3回検討委員会>

○日程：2022年1月24日 17:00～19:50

○議題：

- ・ 警察向けハンドブックの内容について
- ・ ハンドブック素案への意見収集のための児童相談所・市区町村を対象としたアンケートについて

<第4回検討委員会>

○日程：2022年3月8日 18:00～22:00

○議題：

- ・ 警察向けハンドブックの内容について（児童相談所・市区町村からの意見収集結果報告も含む）

<持ち回り開催①>

○日程：2021年12月20日

○議題：ハンドブックの各担当パートの内容検討

<持ち回り開催②>

○日程：2022年1月20日

○議題：ハンドブックの内容のうち児童相談所及び市区町村からの意見を求める箇所の選定

<持ち回り開催③>

○日程：2022年1月26日

○議題：ハンドブックの内容修正

② 都道府県警察本部を対象としたアンケート調査

ハンドブック作成の際の参考情報を得ることを目的として、警察側が抱えている児童福祉、特に児童虐待への対応に関する児童相談所等への質問や疑問、意見を収集するために、都道府県警察本部を対象としたアンケート調査を実施した。

調査は、警察庁から電子メールで調査票を 47 都道府県警察本部に送付して協力の依頼を行い、対象となる都道府県警察本部には、回答を入力した調査票を警察庁に電子メールで返送することを求めた。なお、警察庁に提出された回答は警察庁が取りまとめた後、当法人に送付した。

回答は、調査対象とした 47 都道府県警察本部すべてから提出があった（回収率 100%）。調査結果は、「第 2 章 都道府県警察本部を対象としたアンケート調査」を参照されたい。

③ 警察官・警察職員のための「児童福祉が分かる」ハンドブックの作成

当事業における検討委員会での議論、都道府県警察本部を対象としたアンケート調査結果を踏まえてハンドブックの構成を検討したのち、検討委員会の各委員に作成を分担いただきながら、ハンドブックの内容検討を進め素案を作成した。

作成したハンドブック素案の内容について、児童相談所（地域ブロック代表幹事である 12 所の児童相談所）及び、人口規模や所在地域に偏りが無いよう配慮して選定した 10 所の市区町村に対して協力を依頼し、現場の声や感覚と乖離がないかの確認を求めた。その結果を踏まえて再度、検討委員会にて議論し、ハンドブックを完成させた。

第4章 都道府県警察本部を対象としたアンケート調査

1 目的

ハンドブック作成の際の参考情報を得ることを目的として、警察側が抱えている児童福祉、特に児童虐待への対応に関する児童相談所等への質問や疑問、意見を収集するために、都道府県警察本部を対象としたアンケート調査を実施した。

2 方法

(1) 調査票の設計

調査票は検討委員会での検討を経て設計した。

アンケート調査は、後のハンドブック作成において Q&A 方式でとりまとめができるよう、Q（質問）に係る情報を得るための探索的な調査と位置付けた。

また、児童福祉、特に児童虐待に関して、日ごろから疑問に思っていることや質問したいことを自由に回答してもらえるよう、自由記述式の質問で構成することとした。

(2) 調査対象

47 都道府県警察本部を対象とした（悉皆調査）。

(3) 調査の時期

2021 年 9 月 16 日（木）～10 月 18 日（月）

(4) 調査の方法

調査は、警察庁から電子メールで調査票ファイルを 47 都道府県警察本部に送付して協力の依頼を行い、対象となる都道府県警察本部には、回答を入力した調査票ファイルを警察庁に電子メールで返送することを求めた。なお、警察庁に提出された回答は警察庁が取りまとめた後、当法人に送付した。

(5) 調査内容

具体的なアンケート調査項目を以下に示す。

図表 3 アンケート調査項目

次の問 1 ～問 8 について、都道府県警察本部の児童虐待を担当する警察官等及び現場警察官が疑問に感じたり知りたいと感じている点を自由にお答えください。なお、疑問や知りたいことがなければ 記載する必要はありません。	
1. 通告前段階における児童相談所または市区町村への照会等に関すること	
問 1	この段階に関して疑問や知りたいこと
2. 児童相談所への通告時に関すること	
問 2	a. 身柄を伴う通告時の児童相談所の対応に関する疑問や知りたいこと b. 身柄を伴わない通告時の児童相談所の対応に関する疑問や知りたいこと
3. 通告後における児童相談所または市区町村の対応等に関すること	
問 3	a. 通告後における児童相談所の対応等に関する疑問や知りたいこと b. 児童相談所への通告後における市区町村の対応等に関する疑問や知りたいこと
4. 児童の安全確認に関すること	
問 4	児童相談所や市区町村が行う児童の安全確認に関する疑問や知りたいこと
5. 一時保護時の援助要請等に関すること	
問 5	一時保護時の援助要請、その他（施設入所、里親委託措置、親権停止・喪失など）に関する疑問や知りたいこと
6. 児童相談所や市区町村の児童虐待事案への対応にかかる連絡体制や運営の仕組みに関すること	
問 6	a. 児童相談所や市区町村の夜間や休日の警察との連絡体制に関する疑問や知りたいこと b. 児童相談所や市区町村の児童虐待事案への対応にかかる体制や運営の仕組みに関する疑問や知りたいこと
7. 児童虐待事案への在宅支援(多機関連携等)の体制	
問 7	児童虐待事案への在宅支援の体制に関する疑問や知りたいこと
8. その他児童虐待に関する事項	
問 8	その他、問 1 ～問 7 で回答いただいた以外に、児童相談所や市区町村の児童虐待対応に関する疑問や知りたいこと
9. 照会先	
問 9	(所在都道府県)
問 10	(部署名)

3 結果

(1) アンケート調査回収結果

47 件の回答を得た（回収率 100％）。

(2) アンケート調査結果

問ごとに自由記述式の回答内容の一つずつを確認し、一つの回答の中に複数の項目（児童福祉に関する質問や意見に該当する要素）が含まれる場合は、それぞれに記載内容を分けて整理した。その結果、全体（問１～問８）において、1,001件の項目が得られた。

次に、問ごとに、項目を分類して整理した。なお、分類にあたっては次の手順で行った：①１人目の作業者が分類を試行して問ごとに複数のカテゴリーを設定したのち、１つ１つの記述内容を見直し、該当するカテゴリーに分類した。②２人目の作業者が、１人目の作業者の分類を点検し、分類の一致しない回答をチェックした。③１人目の作業者と２人目の作業者が、分類の一致しない回答について話し合い、分類を確定させた。

このようにして整理した結果を、下記に問ごとに示す。

① 通告前段階における児童相談所または市区町村への照会等に関する疑問や知りたいこと（問１）

自由記述式回答から整理した 77 項目について、記述内容を確認して分類した結果、全体としては、「照会の範囲」（27.3%）に分類される項目が最も多く、次いで「夜間・休日・24 時間体制」（13.0%）、「他県・所管外の照会」（10.4%）及び「児童に関する記録」（10.4%）の順に分類される項目が多かった。

図表 4 通告前段階における児童相談所または市区町村への照会等に関する疑問や知りたいこと
(N=77)

大カテゴリー	小カテゴリー	N数	%
照会における対応	照会の範囲	21	27.3
	他県・所管外の照会	8	10.4
	照会対応体制	4	5.2
	捜査関係事項照会書の要・不要	2	2.6
情報管理・連携	児童に関する記録	8	10.4
	警察からの照会や情報提供の記録	5	6.5
	市区町村と児相の連携・役割分担	4	5.2
夜間・休日・24時間対応	夜間・休日・24時間体制	10	13.0
	夜間休日における対応	4	5.2
通告前の対応・判断		7	9.1
現場臨場		3	3.9
警察照会の必要性の周知		1	1.3

② 身柄を伴う通告時の児童相談所の対応に関する疑問や知りたいこと（問 2-a）

自由記述式回答から整理した 121 項目について、記述内容を確認して分類した結果、全体としては、「移送や身柄の引き渡しの主体」（20.7%）に分類される項目が最も多く、次いで「一時保護の基準」（16.5%）、「準備すべき事柄」（12.4%）の順に分類される項目が多かった。

図表 5 身柄を伴う通告時の児童相談所の対応に関する疑問や知りたいこと

(N=121)

大カテゴリー	小カテゴリー	N数	%
基準	一時保護の基準	20	16.5
	身柄付き通告の基準	10	8.3
通告以降の対応	通告（一時保護）後	10	8.3
	児童や保護者が拒否した場合の対応	8	6.6
	通告からの流れ	6	5.0
	児相職員の現場臨場	5	4.1
受け入れ体制	一時保護施設のキャパシティ	7	5.8
	コロナ対策	2	1.7
	夜間・休日における児相の体制	2	1.7
身柄の引き受け	移送や身柄の引き渡しの主体	25	20.7
	県をまたぐ場合や所管外の場合	2	1.7
説明と同意	児童・保護者の同意の必要性	7	5.8
	誰が説明や同意の取得をするのか	2	1.7
準備すべき事柄		15	12.4

③ 身柄を伴わない通告時の児童相談所の対応に関する疑問や知りたいこと（問 2-b）

自由記述式回答から整理した 65 項目について、記述内容を確認して分類した結果、全体としては、「通告からの流れ」（32.3%）に分類される項目が最も多く、次いで「準備すべき事柄」（18.5%）、「通告の基準」（12.3%）の順に分類される項目が多かった。

図表 6 身柄を伴わない通告時の児童相談所の対応に関する疑問や知りたいこと

(N=65)

大カテゴリー	小カテゴリー	N数	%
基準	書面通告と情報提供	6	9.2
	通告の基準	8	12.3
通告にあたっての準備	準備すべき事柄	12	18.5
	通告の方法	3	4.6
通告以降の対応	通告からの流れ	21	32.3
	保護者が拒否した場合の対応	4	6.2
	身柄付通告との違い	1	1.5
48時間ルールに関すること	48時間ルールにおける安全確認	3	4.6
	48時間ルールの始点	3	4.6
	週末・休日と48時間ルール	2	3.1
週末・休日・夜間の体制		2	3.1

④ 通告後における児童相談所の対応等に関する疑問や知りたいこと（問 3-a）

自由記述式回答から整理した 140 項目について、記述内容を確認して分類した結果、全体としては、「保護解除・終結の基準」（17.9%）に分類される項目が最も多く、次いで「通告からの流れ」（17.1%）、「連絡がとれない・拒否の場合」（10.0%）の順に分類される項目が多かった。

図表 7 通告後における児童相談所の対応等に関する疑問や知りたいこと

(N=140)

大カテゴリー	小カテゴリー	N数	%
基準	一時保護の基準	4	2.9
	保護解除・終結の基準	25	17.9
通告後の対応	通告からの流れ	24	17.1
	受理会議の内容	2	1.4
	調査の方法	7	5.0
	面接の方法	6	4.3
	家庭訪問	2	1.4
	支援・相談援助全般	7	5.0
	指導	8	5.7
	通告内容による対応の違い	9	6.4
	連絡がとれない・拒否の場合	14	10.0
	記録の保管	1	0.7
	市町村等関係機関との役割分担	12	8.6
	警察へのフィードバック・連携	12	8.6
児相の体制	人員体制	5	3.6
	児相内での引き継ぎ、共有	2	1.4

⑤ 児童相談所への通告後における市区町村の対応等に関する疑問や知りたいこと
(問 3-b)

自由記述式回答から整理した 79 項目について、記述内容を確認して分類した結果、全体としては、「連携・役割分担・対応の違い」(22.8%) に分類される項目が最も多く、次いで「情報共有」(16.5%)、「通告からの流れ」(13.9%) の順に分類される項目が多かった。

図表 8 児童相談所への通告後における市区町村の対応等に関する疑問や知りたいこと
(N=79)

大カテゴリー	小カテゴリー	N数	%
児相と市区町村等との関係	連携・役割分担・対応の違い	18	22.8
	情報共有	13	16.5
	ケースの引継ぎ	3	3.8
	その他の外部機関との連携	2	2.5
基準	通告を行う基準	2	2.5
	虐待認定の基準	1	1.3
	市区町村対応となる基準	9	11.4
	一時保護解除・終結の基準	5	6.3
通告後の対応	通告からの流れ	11	13.9
	通告内容による対応の違い	3	3.8
	調査の方法	2	2.5
	保護者への連絡	3	3.8
	指導	2	2.5
	拒否の場合	2	2.5
市町村の体制		3	3.8

⑥ 児童相談所や市区町村が行う児童の安全確認に関する疑問や知りたいこと (問 4)

自由記述式回答から整理した 113 項目について、記述内容を確認して分類した結果、全体としては、「安全確認の方法」(23.9%) に分類される項目が最も多く、次いで「安全や緊急性の判断基準」(11.5%)、「確認する範囲」(8.8%) 及び「臨検搜索・出頭要求・立入調査」(8.8%) の順に分類される項目が多かった。

図表 9 児童相談所や市区町村が行う児童の安全確認に関する疑問や知りたいこと

(N=113)

大カテゴリー	小カテゴリー	N数	%
安全確認の実施内容	安全確認の方法	27	23.9
	安全や緊急性の判断基準	13	11.5
	確認する範囲	10	8.8
	臨検搜索・出頭要求・立入調査	10	8.8
	安全確認の着眼点・チェックリスト	9	8.0
	拒否等で対象にアクセスできない場合	9	8.0
	安全確認の実施対象となる範囲	7	6.2
	さらなる安全確認	5	4.4
	安全確認の際に警察への立ち合い依頼	4	3.5
	関係機関との連携	4	3.5
	権限・法的根拠・同行	3	2.7
	週末・夜間・休日における安全確認	2	1.8
	警察へのフィードバック	1	0.9
安全確認までの時間ルール	時間ルールの状況	6	5.3
	時間ルールと休日	2	1.8
	48時間の起算点	1	0.9

⑦ 一時保護時の援助要請、その他（施設入所、里親委託措置、親権停止・喪失など）に関する疑問や知りたいこと（問5）

自由記述式回答から整理した 82 項目について、記述内容を確認して分類した結果、全体としては、「一時保護以降の流れ」（15.9%）に分類される項目が最も多く、次いで「援助要請をする場合」（12.2%）、「里親委託措置を行う基準」（8.5%）の順に分類される項目が多かった。

図表 10 一時保護時の援助要請、その他（施設入所、里親委託措置、親権停止・喪失など）に関する疑問や知りたいこと

(N=82)

大カテゴリー	小カテゴリー	N数	%
一時保護時	一時保護以降の流れ	13	15.9
	援助要請をする場合	10	12.2
	援助要請への対応のポイント	3	3.7
	家庭裁判所の申し立て	2	2.4
	臨検捜査	1	1.2
	一時保護しない児童の情報収集	1	1.2
	児相の権限	1	1.2
	立ち入り調査の実施件数	1	1.2
	共同聴取の基準	1	1.2
一時保護解除後	一時保護解除の基準	4	4.9
	一時保護解除後	2	2.4
施設入所	施設入所の基準	5	6.1
	施設入所のキャパシティ	4	4.9
	入所後の生活	2	2.4
	費用	2	2.4
	施設入所の際の児相の対応	1	1.2
里親委託措置について	里親委託措置を行う基準	7	8.5
	里親委託措置の際の児相の対応	2	2.4
親権停止・喪失について	親権停止・喪失の基準	5	6.1
	親権停止・喪失の流れ	2	2.4
ケースごとの対応例	同意の必要性・得られない場合	6	7.3
	非行傾向にある児童のケース	2	2.4
	虐待事案が繰り返されるケース	1	1.2
	保護者が逮捕されたケース	1	1.2
	保護者からの隔離措置	1	1.2
	乳児のケース	1	1.2
児相の体制		1	1.2

⑧ 児童相談所や市区町村の夜間や休日の警察との連絡体制に関する疑問や知りたいこと（問 6-a）

自由記述式回答から整理した 77 項目について、記述内容を確認して分類した結果、全体としては、「夜間・休日の対応」（28.6%）に分類される項目が最も多く、次いで「夜間・休日体制の基準」（19.5%）、「直通連絡の設置」（11.7%）の順に分類される項目が多かった。

図表 11 児童相談所や市区町村の夜間や休日の警察との連絡体制に関する
疑問や知りたいこと

(N=77)

大カテゴリー	小カテゴリー	N数	%
夜間・休日の体制	夜間・休日体制の基準	15	19.5
	対応者の職種・職位	8	10.4
	当直・人員配置	6	7.8
	直通連絡の設置	9	11.7
	市区町村の夜間・休日体制	6	7.8
夜間・休日の対応	夜間・休日の対応	22	28.6
	緊急時や突発事項の対応	5	6.5
	委託先（警備員）の対応	2	2.6
夜間・休日の連携		4	5.2

⑨ 児童相談所や市区町村の児童虐待事案への対応にかかる体制や運営の仕組みに関する疑問や知りたいこと（問 6-b）

自由記述式回答から整理した 101 項目について、記述内容を確認して分類した結果、全体としては、「組織・人員体制」（20.8%）に分類される項目が最も多く、次いで「対応の仕組み」（19.8%）、「夜間休日対応」（15.8%）の順に分類される項目が多かった。

図表 12 児童相談所や市区町村の児童虐待事案への対応にかかる体制や
運営の仕組みに関する疑問や知りたいこと

(N=101)

大カテゴリー	小カテゴリー	N数	%
体制について	夜間休日対応	16	15.8
	情報共有・連携体制・人事交流	8	7.9
	組織・人員体制	21	20.8
	一時保護所等の定員	3	3.0
	報道対応・訴訟リスク	2	2.0
	SNS相談	1	1.0
運営の仕組み	情報共有・引継ぎ	7	6.9
	対応の仕組み	20	19.8
	通告に関すること	3	3.0
	189通報の仕組みや対応	4	4.0
	ケースの終結	4	4.0
	児相と市区町村の棲み分けと連携	9	8.9
	権限	3	3.0

⑩ 児童虐待事案への在宅支援の体制に関する疑問や知りたいこと（問 7）

自由記述式回答から整理した 66 項目について、記述内容を確認して分類した結果、全体としては、「対応」（33.3%）に分類される項目が最も多く、次いで「基準」（15.2%）、「面接や家庭訪問」（12.1%）及び「連携状況・役割分担」（12.1%）の順に分類される項目が多かった。

図表 13 児童虐待事案への在宅支援の体制に関する疑問や知りたいこと

(N=66)

大カテゴリー	小カテゴリー	N数	%
在宅支援	基準	10	15.2
	体制	3	4.5
	対応	22	33.3
	面接や家庭訪問	8	12.1
	夜間・休日	1	1.5
	里親委託制度について	3	4.5
多機関連携	指揮・主導する機関	4	6.1
	関係機関との情報共有・引継ぎ	7	10.6
	連携状況・役割分担	8	12.1

⑪ その他、問 1～問 7 で回答いただいた以外に、児童相談所や市区町村の児童虐待対応に関する疑問や知りたいこと（問 8）

自由記述式回答から整理した 80 項目について、記述内容を確認して分類した結果、全体としては、「援助・支援・対応」（25.0%）に分類される項目が最も多く、次いで「組織・人事」（13.8%）、「ケースごとの対応方策」（12.5%）の順に分類される項目が多かった。

図表 14 その他、問 1～問 7 で回答いただいた以外に、児童相談所や市区町村の児童虐待対応に関する疑問や知りたいこと

(N=80)

大カテゴリー	小カテゴリー	N数	%
体制	組織・人事	11	13.8
	防犯	2	2.5
対応	通報や通告	5	6.3
	情報提供や通告を受けた時の対応	5	6.3
	援助・支援・対応	20	25.0
	一時保護解除・家庭復帰	5	6.3
	無断退去・闘争への対応	4	5.0
	ケースごとの対応方策	10	12.5
	情報共有・引継ぎ	9	11.3
	基準やガイドライン等	6	7.5
本事業への意見		3	3.8

4 まとめ（ハンドブックへの反映）

アンケート調査結果をもとに、検討委員会での議論を行い、ハンドブック（Q&A 形式で児童虐待事案への対応等について説明するパート）において掲載する 45 項目を決定した。

図表 15 ハンドブックにおいて掲載する 45 項目

1. 通告前段階における児童相談所または市区町村への照会等に関すること	
Q1-1	泣き声通報を受けて現場に臨場しても（すでに泣き声がないなど）対象世帯が判然とせず、当該児童の詳細な情報を警察が持っていない場合、警察が通告する前の段階において、児相等に対して照会した場合、どのような内容まで回答できますか。
Q1-2	警察における DV 対応等で精神不安定などの特定妊婦を把握することがありますが、警察が特定妊婦に係る個人情報などを市区町村に情報提供する場合の法的根拠はありますか。
Q1-3	児童虐待の取扱いについて、児相と市区町村の役割分担を教えてください。
Q1-4	児相と市区町村のケース移管、送致、情報共有はどのように行われていますか。児相から市区町村へのみならず、市区町村から児相へ行われるやり取りについても教えてください。
Q1-5	警察が照会した内容や情報共有した内容は、児相で、どのような基準や方法で、どのように管理（保管期間を含む）されていますか（守秘義務の範囲も含め）。
Q1-6	例えば非行少年や触法少年等の取扱いの中で保護者が児童の監護を拒否した場合は、非行を理由とする要保護として通告すべきでしょうか。ネグレクトに発展するおそれのある事案としてネグレクトで通告すべきでしょうか。
2. 児童相談所への通告時に関すること	
Q2-1	身柄を伴う通告を受けた後、児相は児童に対してどのような流れで、どのくらいの期間において、どのような対応を行いますか（一時保護後の対応も含む）。また、一時保護後、保護の期間が長期にわたる場合や児童が無断外出した場合はどのような対応がなされますか。
Q2-2	警察において一時保護を要すると考え通告をしても一時保護されないケースがあります。一時保護する場合や一時保護を解除する場合の判断基準や判断のポイントを教えてください（保護

	者の同意、児童の意見やガイドラインやアセスメントシートの有無やその活用方法含む)。
Q2-3	身柄を伴う通告をする際（予想される場合も含む）に、児相の職員が現場に来ることは可能ですか。
Q2-4	新型コロナウイルス感染症世帯の児童の身柄を伴う通告があった場合、受け入れに当たりどのように対応していますか。
Q2-5	身柄を伴う通告をする際、児童を児相まで連れてくるよう求められることがあります。児相職員が警察まで迎えに来る体制を整備できないでしょうか。
Q2-6	身柄を伴う通告を行う際には、警察側でどのような情報を把握しておくといいですか。また、児童はどのような物（所持品等）を準備しておくといいですか。
Q2-7	（警察からの事前連絡含め）身柄を伴わない通告を受けた後、児相は児童や家族に対してどのような流れで、どのくらいの期間において、どのような対応を行いますか。（ケース終結、受理会議、調査、面接、家庭訪問や支援（指導）等）また、全てのケースにおいて面接を行っていますか。
Q2-8	児相においては、通告と情報提供の違いをどのように考えていますか。通告とすべき場合と情報提供とすべき場合の違いについて教えてください。また、通告の場合と情報提供の場合とでは、児相における取扱いにどのような違いがありますか。
Q2-9	通告を行う際には、警察側でどのような情報を把握し、児童通告書に記載するといいですか。
Q2-10	身柄を伴う通告と身柄を伴わない通告とでは、支援内容にどのような違いがありますか。
Q2-11	いわゆる 48 時間ルールの起算点は電話受理時ですか、書面到着時ですか。また、既に警察において安全確認を行ったケースであっても児相にて安全確認を取っているのでしょうか。
3. 通告後における児童相談所または市区町村の対応等に関すること	
Q3-1	面前 DV に係る通告があった場合、ケース終結までどのような流れで対応しますか。また、児童の心理的ケアはどのように行いますか。
Q3-2	保護者への支援（指導）の内容を教えてください（保護者ごとに対応の基準があるか、交際相手等の監護者ではない者への対応はどうするか、警察が介入することの影響等を含め）。
Q3-3	助言指導、継続指導、児童福祉司指導といった指導区分について教えてください（判断基準、2 号措置との差異、等）。
Q3-4	通告の内容により、その後の対応は変わりますか（通告の種別（身柄を伴うか否か）、虐待の程度や種別、通告の回数、通告を受けた児童のきょうだい、発達障害等の有無、等）。
Q3-5	一時保護所に入所中の児童が無断外出しようとした場合には、一時保護所職員はどのように対処をしていますか。
Q3-6	児相から市区町村にケースを送致する基準、市区町村から児相にケースを送致する基準、それらの割合、共有する情報の基準（過去の対応歴を共有するのか）等を含め教えてください。
Q3-7	通告後に児相等が行った具体的な対応内容、児童や保護者の様子、ケース終結を判断するための情報、新たな虐待の情報等について、共有のタイミングを含め、警察にはどのように共有されますか（通告後、警察において当該児童やその家族を取扱う際に把握しておきたい趣旨）。
Q3-8	受けた通告（情報共有含む）に関する情報や通告後の対応状況は、組織内でどのように共有されていますか。
Q3-9	児相と市区町村とはどのように情報を共有していますか。警察から児相に通告したもののうち、児相が市区町村に情報提供する案件に基準はありますか。
Q3-10	市区町村が関係機関等から通告を受けた後、市区町村は児童や家族に対してどのような流れで、どのくらいの期間において、どのような対応を行いますか（虐待種別による違い、乳幼児の場合の対応、リスク管理も含め）。また、ケース終結となる基準はどのようなものですか（虐待種別による違い、関係機関間で見解の相違がある場合の対応も含め）。
4. 児童の安全確認に関すること	
Q4-1	児相や市区町村が行う児童の安全確認はどのように行われていますか（手段、手順、タイミン

	グ、回数、実施者、聴取・確認する対象、聴取・確認する内容、虐待種別ごとの確認方法の違い、安全と判断する基準（マニュアルやチェック項目の有無、発話の無い乳幼児における確認ポイント等含む）、痣を発見する等被害の可能性を認知した場合の対応手順）。
Q4-2	児相において、もっと出頭要求、立入調査、臨検捜索を行うべきだと考えますが、それぞれこれらを行う基準はありますか（どの程度の事案であれば実施しますか）。
Q4-3	児童や保護者が拒否している場合や児童が遠方にいる場合等、直接児童を確認することが難しい場合、児相や市区町村はどのように安全確認を行っていますか。
Q4-4	児相が児童の安全確認を行う法的根拠を教えてください。また、安全確認を行う際の児相と市区町村、その他の関係機関との連携方法、役割分担はどうなっていますか。安全確認の結果は警察に共有されますか。
5. 一時保護時の援助要請等に関すること	
Q5-1	施設入所となる際の判断基準（児童の意思がどの程度反映されるかも含め）、必要な手続き、施設入所から措置解除になるまでの流れ（保護者が逮捕された場合や失踪した場合の対応について教えてください）。
Q5-2	児童の施設での生活、児相の対応・支援内容（満員の場合の代替手段含め）について教えてください。
Q5-3	里親委託となる際の判断基準（児童の意思がどの程度反映されるかも含め）、必要な手続きや期間、里親を選ぶ際の基準、児相における対応・支援内容、里親委託の事例等について教えてください。
Q5-4	親権停止・親権喪失となる際の判断基準（申し立てを行う基準含め）、必要な手続きやかかる期間、親権停止・喪失の事例等について教えてください。
Q5-5	一時保護時に援助要請が必要と判断されるのはどのような場合ですか。また、必要と判断された場合には、いつ警察へ要請していますか。
6. 児童相談所や市区町村の児童虐待事案への対応にかかる連絡体制や運営の仕組みに関すること	
Q6-1	警察は当直を含めて 24 時間体制で事件事故等に対応しているため、夜間や休日に深刻な児童虐待事案を取材し、児相に照会したり通告したりすることがあるが応じてもらえないことがあります。児相において、夜間休日における連絡体制（照会への対応者や対応方法、照会対応以外の対応の可否、責任者の配置等）はどのようになっていますか。夜間休日のため児相に対応してもらえない場合には、どのような措置を執ればいいですか。また、市区町村において、夜間休日における連絡体制や対応体制はどのようになっていますか。
Q6-2	児相の虐待相談対応件数や警察からの通案件数は年々増加しており、児相の業務がパンクしていると聞きます。児童虐待事案への対応体制、係ごとの業務内容、専門職の配置状況、職員間の情報共有、研修等による人材育成の方針等）について教えてください。
Q6-3	児童虐待対応ダイヤル「189」の仕組み、通報件数の状況、通報受理時の対応の流れについて教えてください。
7. 児童虐待事案への在宅支援(多機関連携等)の体制	
Q7-1	一時保護から在宅支援への切り替えにかかる基準を教えてください。また、虐待事案のケースを受理してから終結までどの程度の期間を要します
Q7-2	保護者に精神疾患がある場合、専門病院、保健所とどのような連携をしているのでしょうか。
Q7-3	保護者にアルコール依存がある場合、専門病院、保健所とどのような連携をしているのでしょうか。
Q7-4	在宅支援中にはどのような対応や支援を行いますか（面接や家庭訪問、調査の頻度や時間、対応する主体、関係機関への情報共有等）。また、新たに虐待の恐れを認知した場合や、保護者が拒否した場合、連絡が取れない場合にはどのように対応しますか。

8. その他児童虐待に関する事項	
Q8-1	現在の警察の児童通告の基準についての意見はありますか。一步踏み込んでやって欲しいこと、あるいはやめて欲しいこと等を教えてください。
Q8-2	いわゆる、「身柄付通告（身柄を伴う通告）」という用語は法律上に明文がなく、身柄を受け付けるかどうかは警察と児相との協議によるところが大きいです。ある程度年齢の高い児童は危険性が高くても、説得に応じず、保護所入所を嫌がり、故に児相が本人の同意がないとして保護に至らない場合がありますが、公的機関以外に行き場がない要保護児童の措置について、どういった対応が可能か教えてください。

第5章 警察官・警察職員のための「児童福祉が分かる」ハンドブックの作成

1 ハンドブック作成にあたっての議論

ハンドブック作成にあたり、検討委員会にて行われた議論のうち、ハンドブック作成の方針に係る主な意見を以下にとりまとめる。

(1) 第1回検討委員会における主なご意見

① 都道府県警察本部を対象としたアンケート調査に関する意見

- ・ 市区町村を含めた児童相談所の仕組みに合わせた項目になっているかどうかという観点で調査項目を確認することもある。
- ・ 具体的な虐待事案を念頭に置いた、時系列で想定できるような流れの質問になると良い。時系列の質問と、体制や枠組みなど常時の事項に関する質問は、想起するときの考え方が異なると思う。

② ハンドブックに掲載する内容の範囲に関する意見

- ・ 児童相談所は児童福祉法の中で様々な法的権限が与えられており家族に介入することができるわけだが、児童相談所の最も大事な業務の一つに保護者援助がある。保護者援助は自治体の資源を活用しないと成り立たない。児童福祉が分かるということであれば、市区町村と児童相談所は切っても切れない関係にある。
- ・ 児童相談所に関する内容がメインではあるが、内容を児童相談所に絞るのではなく、警察からアンケートの中で知りたい内容として要望が出てくれば、それはニーズであるので、応えることは有用であると思う。また、児童福祉の側から、特に警察は事件化を念頭においており、市区町村からの援助も含めた幅広い意味での児童や家族の支援については視野から欠けがちである。児童福祉の側から警察に目を向けてほしい内容も含めるのであれば、その部分も含めた方が良いと思う。
- ・ 児童相談所の現場にいと DV と虐待がセットで生じているケースが多いことを強く感じている。特に長期にわたって複雑化してしまった重篤なケースでは、初期段階で警察が DV の問題に介入できる余地があっても、加害者側に対して警察官が情報を漏らしてしまうなど、警察側、児相側の配慮が足りていないために早い段階で介入するきっかけを逃してしまっているケースを見ることがある。通告件数の多くが DV の目撃であるため、これを理解していただけるような内容を含めるということが必要だと思う。

(2) 第2回検討委員会における主なご意見

① 都道府県警察本部を対象としたアンケート調査結果を踏まえたハンドブックに関する意見

- ・ 警察向けのアンケート調査において各問から得られた回答の内、大カテゴリーごとに、そのカテゴリーの内容を網羅できる質問事項を1問ずつほど選択

するのが良いと思った。また、用語集もハンドブックに必要である。ハンドブックの構成を考えた方が良いが、恐らく警察向けのアンケートの設問ごとに整理すると構成が出来上がっていることになるだろう。そのため、各設問において大カテゴリーから1問ずつ質問項目を選択して網羅するのが良いのではないか。

- ・ 警察から得られた回答を見ると、同じような質問項目が多かった。ハンドブックへの掲載が必須とまでは言わないが、余裕があれば入れても良さそうな質問項目もあった。また、児童相談所の業務や一時保護の流れ、安全確認の基準など、児童相談所の業務そのものの制度を説明するとよいものと、警察と児童相談所のどちらが主体となって担っている実情を説明するとよいものと、質問項目が2つに分けられるように感じた。
- ・ まとめ方について、法律として決まりがあるということをハンドブックに盛り込むということもあるが、原則論はありつつも現状としてはこのような問題が現場にあり、お互いその中で協力をしなければならないということを記載しても良いのではないかと思う。

(3) 第3回検討委員会における主なご意見

① 児童相談所及び市区町村を対象としたアンケートに関する意見

- ・ ハンドブック素案について、児童相談所や市区町村に対して、実態と違うところはないかといった意見を求めるアンケートを行う場合、偏ったところから取ったデータにならないよう留意すべきである。悉皆でアンケートをする必要はないにせよ、全国児童相談所所長会のブロック代表幹事に依頼するというのが、児童相談所の応援を最も得やすいのではないか。
- ・ 市区町村は法で設置が定められている児童相談所とは異なり、力量差が大きい。意見収集の対象としてどこを選ぶのかというのは重要である。

② ハンドブックの内容に関する意見

- ・ 法律の要件については正確に挙げられているか、しっかりと確認する必要がある。
- ・ 措置の中には児童福祉司指導と継続指導とがある。これを最初の基礎知識のパートで書いてほしい。そうすると、後段のQ&Aで司指導、継続指導という言葉が用いられていても、理解しやすくなると思う。用語集に入れるということでも良いと思っている。司指導と継続指導は行政処分と行政処分でないという観点からも、基礎編等で整理されていると良い。
- ・ 冒頭の基礎編にも記載はあるが、児相と市区町村の役割の違いは何かを警察に理解してもらおうというのは重要なことだと思う。実際に児相で見ていると、市区町村の子ども家庭支援センターで比較的重篤と思われる虐待を、長い間児童相談所と共有せず担当しているケースもあるようだ。役割の違いは、警察にとっては分かりにくい点なのではないかと思う。

2 ハンドブック作成の工程

ハンドブックは、以下の工程で作成した。

- ① 当事業における検討委員会での議論において作成方針を決定
- ② 都道府県警察本部を対象としたアンケート調査結果を踏まえてハンドブックの構成を検討、決定
- ③ 検討委員会の各委員に作成を担当いただくパート（分担）を検討、決定
- ④ 各委員において、担当パートの内容検討、作成
- ⑤ 児童相談所（地域ブロック代表幹事である 12 所の児童相談所）及び、人口規模や所在地域に偏りが無いよう配慮して選定した 10 所の市区町村に対して協力を依頼し、ハンドブック素案の内容について、現場の声や感覚と乖離がないかの確認を依頼
- ⑥ 児童相談所及び市区町村へのアンケート結果を踏まえて、再度検討委員会にて議論、内容の修正、完成

3 児童相談所及び市区町村を対象としたアンケートについて

(1) 目的

ハンドブック素案の内容が現場の声や感覚と乖離がないかを確認するため、アンケートによりハンドブック素案の内容に関する意見を集めた。

(2) 方法

① アンケート票の設計

ハンドブック素案の原稿に対して、特に意見を求める箇所をハイライトし、当該箇所に対する意見を回答できる欄を設けてアンケート票とした。

② アンケート対象

児童相談所：児童相談所（地域ブロック代表幹事である 12 所の児童相談所）

市区町村：人口規模や所在地域に偏りが無いよう配慮して選定した 10 所の市区町村

③ アンケートの時期

2022 年 2 月 8 日（火）～ 2 月 28 日（月）

④ 調査の方法

調査は、電子メールで調査票(ハンドブック原稿)を送付³し、原稿の確認結果を入力した調査票を当法人宛に送付することを求めた。

⑤ 調査内容

児童相談所に特に確認を依頼した質問項目を以下に示す。

図表 16 児童相談所に確認を依頼した質問項目

Q1-1	泣き声通報を受けて現場に臨場しても(すでに泣き声がないなど)対象世帯が判然とせず、当該児童の詳細な情報を警察が持っていない場合、警察が通告する前の段階において、児相等に対して照会した場合、どのような内容まで回答できますか。回答には児相等の書類の写しの提出は可能ですか。
Q1-3	児童虐待の取扱いについて、児相と市区町村の役割分担を教えてください。
Q1-5	警察が照会した内容や情報共有した内容は、児相や市区町村で、どのような基準や方法で、どのように管理(保管期間を含む)されていますか(守秘義務の範囲も含め)。
Q2-3	身柄を伴う通告をする際(予想される場合も含む)に、児相の職員が現場に来ることは可能ですか。
Q2-6	身柄を伴う通告を行う際には、警察側でどのような情報を把握しておくといいですか。また、児童はどのような物(所持品等)を準備しておくといいですか。
Q2-7	(警察からの事前連絡含め)身柄を伴わない通告を受けた後、児相は児童や家族に対してどのような流れで、どのくらいの期間において、どのような対応を行いますか。(ケース終結、受理会議、調査、面接、家庭訪問や支援(指導)等)また、全てのケースにおいて面接を行っていますか。
Q2-8	児相においては、通告と情報提供の違いをどのように考えていますか。通告とすべき場合と情報提供とすべき場合の違いについて教えてください。また、通告の場合と情報提供の場合とでは、児相における取扱いにどのような違いがありますか。
Q2-9	通告を行う際には、警察側でどのような情報を把握し、児童通告書に記載するといいますか。
Q2-11	いわゆる48時間ルールの起算点は電話受理時ですか、書面到着時ですか。また、既に警察において安全確認を行ったケースであっても児相にて安全確認を取っているのでしょうか。
Q3-6	児相から市区町村にケースを送致する基準、市区町村から児相にケースを送致する基準、それらの割合、共有する情報の基準(過去の対応歴を共有するのか)等を含め教えてください。
Q3-7	通告後に児相等が行った具体的な対応内容、児童や保護者の様子、ケース終結を判断するための情報、新たな虐待の情報等について、共有のタイミングを含め、警察にはどのように共有されますか(通告後、警察において当該児童やその家族を取扱う際に把握しておきたい趣旨)。
Q3-8	受けた通告(情報共有含む)に関する情報や通告後の対応状況は、組織内でどのように共有されていますか。
Q3-9	児相と市区町村とはどのように情報を共有していますか。警察から児相に通告したものうち、児相が市区町村に情報提供する案件に基準はありますか。
Q4-2	児相において、もっと出頭要求、立入調査、臨検捜索を行うべきだと考えますが、それぞれこれらを行う基準はありますか(どの程度の事案であれば実施しますか)。
Q4-3	児童や保護者が拒否している場合や児童が遠方にいる場合等、直接児童を確認することが難しい場合、児相や市区町村はどのように安全確認を行っていますか。
Q4-4	児相が児童の安全確認を行う法的根拠を教えてください。また、安全確認を行う際の児相と市区町村、その他の関係機関との連携方法、役割分担はどうなっていますか。安全確認の結果は警察に共有されますか。
Q5-1-2	児童の施設での生活、児相の対応・支援内容(満員の場合の代替手段含め)について教えてください。

³ アンケートの実施にあたっては、検討委員会委員長、厚生労働省の協力を得て行った。

Q6-2	児相の虐待相談対応件数や警察からの通告件数は年々増加しており、児相の業務がパンクしていると聞きます。児童虐待事案への対応体制、係ごとの業務内容、専門職の配置状況、職員間の情報共有、研修等による人材育成の方針等）について教えてください。
Q8-1	現在の警察の児童通告の基準についての意見はないか。一步踏み込んでやって欲しいこと、あるいはやめて欲しいこと等。
Q8-2	所謂、「身柄付通告」という用語は法律上に明文がなく、身柄を受け付けるかどうかは警察と児相との協議によるところが大きい。ある程度年齢の高い児童は危険性が高くても、説得に応じず、保護所入所を嫌がり、故に児相が本人の同意がないとして保護に至らない場合がある。公的機関以外に行き場がない要保護児童の措置について、どういった対応が可能か。

※項番はアンケート実施当時のままにしている。

市区町村に特に確認を依頼した質問項目を以下に示す。

図表 17 市区町村に確認を依頼した質問項目

Q1-2	警察におけるDV対応等で精神不安定などの特定妊婦を把握することがありますが、警察が特定妊婦に係る個人情報などを市区町村に情報提供する場合の法的根拠はありますか。
Q1-3	児童虐待の取扱いについて、児相と市区町村の役割分担を教えてください。
Q1-4	児相と市区町村のケース移管、送致、情報共有はどのように行われていますか。児相から市区町村へのみならず、市区町村から児相へ行われるやり取りについても教えてください。
Q1-5	警察が照会した内容や情報共有した内容は、児相や市区町村で、どのような基準や方法で、どのように管理（保管期間を含む）されていますか（守秘義務の範囲も含め）。
Q3-6	児相から市区町村にケースを送致する基準、市区町村から児相にケースを送致する基準、それらの割合、共有する情報の基準（過去の対応歴を共有するのか）等を含め教えてください。
Q3-9	児相と市区町村とはどのように情報を共有していますか。警察から児相に通告したもののうち、児相が市区町村に情報提供する案件に基準はありますか。
Q3-10	市区町村が関係機関等から通告を受けた後、市区町村は児童や家族に対してどのような流れで、どのくらいの期間において、どのような対応を行いますか（虐待種別による違い、乳幼児の場合の対応、リスク管理も含め）。また、ケース終結となる基準はどのようなものですか（虐待種別による違い、関係機関間で見解の相違がある場合の対応も含め）。
Q4-1	児相や市区町村が行う児童の安全確認はどのように行われていますか（手段、手順、タイミング、回数、実施者、聴取・確認する対象、聴取・確認する内容、虐待種別ごとの確認方法の違い、安全と判断する基準（マニュアルやチェック項目の有無、発話の無い乳幼児における確認ポイント等含む）、痣を発見する等被害の可能性を認知した場合の対応手順）。
Q4-4	児相が児童の安全確認を行う法的根拠を教えてください。また、安全確認を行う際の児相と市区町村、その他の関係機関との連携方法、役割分担はどうなっていますか。安全確認の結果は警察に共有されますか。
Q6-1	警察は当直を含めて24時間体制で事件事故等に対応しているため、夜間や休日に深刻な児童虐待事案を取扱い、児相に照会したり通告したりすることがあるが応じてもらえないことがあります。児相において、夜間休日における連絡体制（照会への対応者や対応方法、照会対応以外の対応の可否、責任者の配置等）はどのようになっていますか。夜間休日のため児相に対応してもらえない場合には、どのような措置を執れば良いですか。また、市区町村において、夜間休日における連絡体制や対応体制はどのようになっていますか。

※項番はアンケート実施当時のままにしている。

(3) 結果

① アンケート調査回収結果

児童相談所からは8件の回答を得た。市区町村からは10件の回答を得た。

このアンケート結果を踏まえ、再度、検討委員会での議論を行い、「警察官・警察職員のための『児童福祉が分かる』ハンドブック」を完成させた。

第6章 まとめ

本事業においては、警察向けに、児童虐待事案への対応を中心とした児童福祉についての理解を深めてもらうため、また、警察のみならず児童相談所や市区町村といった、連携して児童虐待事案への対応を行う関係者間の相互理解を深めてもらうためのハンドブックづくりを目指した。

警察側において普段疑問に思うことや質問したいと感じることの実態にできるかぎり則したものにするため、ハンドブックの作成にあたっては、まず、警察側へのアンケート調査を実施し、児童虐待を中心とした児童福祉に関する質問項目を収集した。

このアンケート調査には、すべての都道府県警察本部から回答があり、整理した結果として1,000以上の質問項目が寄せられた。

そのアンケート調査結果をもとに検討委員会での議論を重ねる中で、マニュアルにQ&A形式で掲載する項目として45項目を絞り込み、それ以外にも、基礎編及び用語集にて、児童虐待を含め広く児童福祉に関する基礎的情報や用語の解説をとりまとめた。この過程の中で、警察、児童相談所、市区町村それぞれにおける児童虐待への対応のフローを示すこと、また、警察側からは見えにくい、児童相談所と市区町村の役割分担を示すことが有意義であると考えられ、ハンドブックにおいて記載している。

なお、このハンドブックは警察と児童相談所、市区町村が、互いの理解を深め、児童虐待事案について連携して取り組むことを支援するために作成したものであり、双方の対応について機密性の高い情報を含んでいることから、ハンドブックの全編は非公開とし、ハンドブックを要約することにより作成した「公開用概要版」を一般公開することとした。

第7章 成果の公表方法

本報告書ならびに「警察官・警察職員のための『児童福祉が分かる』ハンドブック（公開概要版）」は、有限責任監査法人トーマツのウェブページで広く一般公開する。

第8章 資料編

警察官・警察職員のための「児童福祉が分かる」ハンドブック
(公開概要版)

警察官・警察職員のための 「児童福祉が分かる」ハンドブック (公開概要版)



はじめに

このハンドブックは、厚労省令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として、警察官・警察職員向けにまとめたものである。子どもの権利利益を守っていくこと、特に今、児童虐待分野において、警察と児童相談所及び市区町村子ども部局との連携なくして、子どもの命を守ることは困難である。

しかし、現場の警察官・警察職員と児童相談所及び市区町村子ども部局職員のそれぞれが、相互の組織理念・制度・立場を理解しない限り、連携という言葉は絵に描いた餅でしかない。

「法は家庭に入らず」との法格言が「今は昔」となり、児童虐待分野では、迅速かつ積極的な早期からの支援・介入が求められている。そして、その意識を強く警察官・警察職員と児童相談所・市区町村職員との双方が有し（このことは好ましいことである。）、子どもの最善の利益を守るとの目的・意識を共通にもっていればいるほど、具体的な一步の踏み込みをどちらの組織が、どの程度まで行うのか、役割分担とその後の引継ぎの在り方はどうすべきなのかなどの具体的な現場での詰めの論点・課題が顕在化する（（参考）令和2年度調査で児童相談所と警察との情報共有を行った中での判断が異なったとの回答（56.3%）有）。近年の児童虐待死亡事例検証報告書においても、この点の共有後の動き方の指摘がなされた。

本ハンドブックでは、実際どのように連携していけば、子どもの命を短期のみならず長期的・継続的に守っていけるのか、児童相談所等の制度や方針、児相相談所職員等（市区町村の子ども部局職員含む。）の職務遂行・運用についてQ&A形式（全45項目）で解説を行った。

厚生労働省、警察庁、都道府県警察本部、児童相談所（全国児童相談所ブロック幹事）、市区町村の協力を得て、この分野の研究者・実務家が検討委員会を発足させて完成させたものである（なお、今後の更なる継続的なバージョンアップは必要となろう。）。

警察官・警察職員一人ひとりの日々の仕事での帯同、職場での研修資料、警察学校や警察大学校等でも本ハンドブックがテキスト指定され、児童福祉と警察の架け橋となることを願う。

本ハンドブック検討委員会委員を代表して

2022（令和4）年3月31日

検討委員会委員長 鈴木秀洋（日本大学危機管理学部）

Ⅰ. 基礎知識

1. 児童福祉領域の基盤となる主な法律等

児童福祉法（以下「児福法」という。）、児童虐待の防止等に関する法律（以下「虐防法」という。）、民法、こども・子育て支援法、母子保健法、少年法子どもの貧困対策の推進に関する法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護に関する法律（児童ポル

ノ禁止法）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（養子縁組あっせん法）などがあります。地域における子どもに関する条例もあります。

2. 児童虐待に対応する主な機関：児相と市区町村

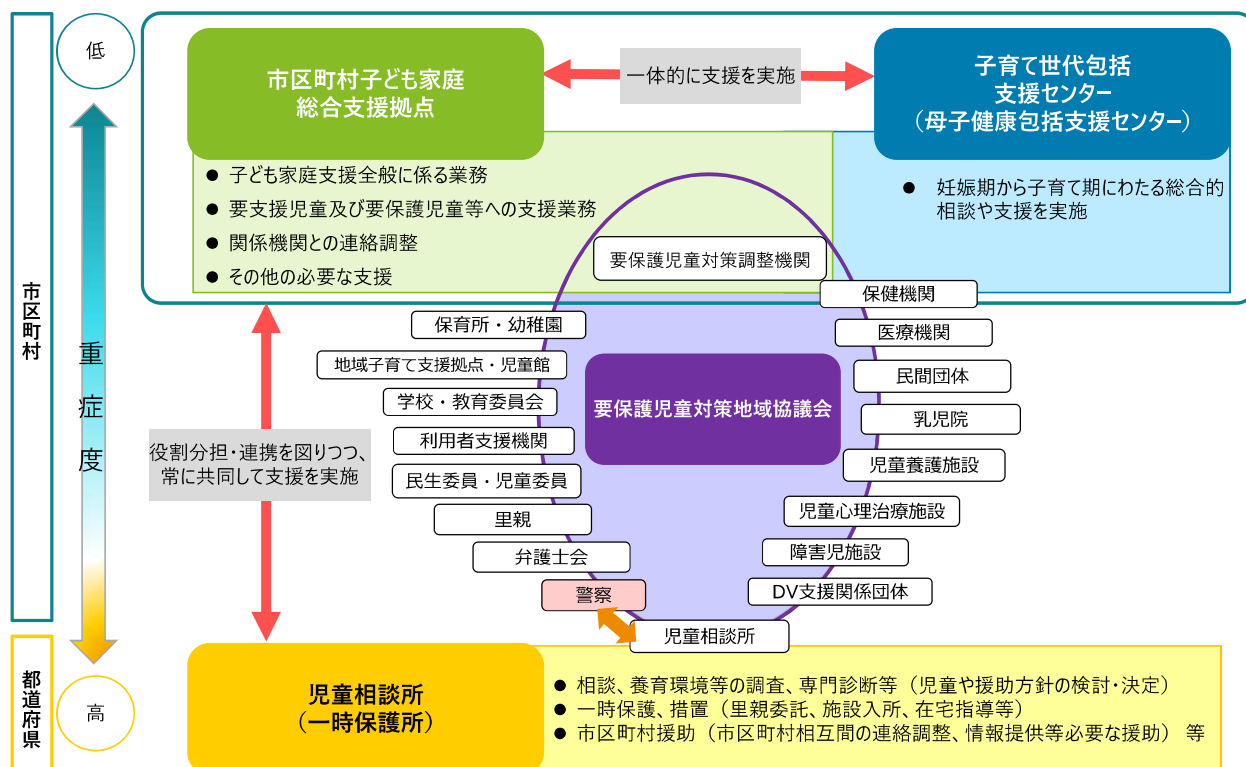
児童相談所（以下「児相」という。）と市区町村は、保育所、学校、保健・医療機関など、他の関係機関とともに、子どもの健全育成を支援し、あらゆる児童福祉の問題に対応します。特に児童虐待については、それに対応する中心的機関となります。2004 年（平成 16 年）の児福法の改正で、児童虐待ケースへの対応は、それまで都道府県・政令市の児相が担っていましたが、これに市区町村も加え、児相の役割を要保護性の高い困難な事例への対応や市区町村に対する後方支援に重点化することを目指すこととなりました（児福法 10 条）。市区町村は、虐待の発生予防の段階から支援の段階まで幅広く、子どもと家族への支援を行います。より重篤な虐待ケースに対しては、介入等に関する行政権限をもつ児相がその対応を担うこととなります。

児相は、すべての都道府県および政令市に設置義務があります。また、2004 年（平成 16 年）の児福法の改正で中核市に設置が、2016 年（平成 28 年）の児福法の改正で東京都の特別区に設置が可能となり（児福法 12 条、59 条の 4）、現在全国で 225 箇所（2021 年（令和 3 年）4 月 1 日現在）に設置されています。市区町村は、一般の子育て支援から要保護児童等への支援まで幅広く

対応しますが、一つの機関のみでなく、支援対象児童等が抱えた複合的課題に対応できるよう必要な機関が協働して支援します。こうした複数機関による協働の枠組みを「要保護児童対策地域協議会」（以下「要対協」という。）といいます（児福法 25 条の 2）。要対協は児福法に市町村にその設置の努力義務が定められており（2004 年（平成 16 年）の児福法改正）、現在ほとんどの市区町村で設置されています^{注1}。要対協に所属した機関同士であれば、支援に必要な情報共有を法的に認めており（児福法 25 条の 2 第 2 項）、個人情報保護法や各自治体の個人情報保護に関する条例及び守秘義務の規定等には抵触しません。

注1 2019 年（平成 31 年）4 月 1 日時点において、1,738 の市町村（99.8%）が要対協を設置していますが、福島県（98.3%）、東京都（98.4%）、香川県（94.1%）においては、要対協を設置していない市町村があります。

<児相と市区町村の役割分担>



(注) こども家庭センター（令和6年4月1日施行予定：市区町村子ども家庭総合視点拠点と子育て世代包括支援センターの一体化）
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課作成資料を一部改変

3. 児童虐待相談の対応の流れ

(1) 通告

児童虐待を受けたと思われる児童等を発見した者は速やかに市区町村、児相、福祉事務所等に通告しなければならないと定められています（児福法25条、虐防法6条）。

(2) 調査と安全確認

通告を受けた児相や市区町村は、関係機関からの情報収集や家庭訪問などを行い、基本的に目視により、①虐待あるいは不適切な養育の種類やレベル②虐待あるいは不適切な養育の事実と経過③子どもの安全確認と被害状況・生活環境の把握④子どもと保護者等との関係の把握⑤保護者や同居人に関する情報の把握などの事項について調査することとされています（虐待対応の手引き）。なお、調査の迅速性を確保するため、原則48時間以内に子どもの安全を確認することと

しています（虐待対応の手引き、児童相談所運営指針、市区町村子ども家庭支援指針）。

子どもが家庭内にいて、虐待が行われているおそれがあると認められるときは、児相は家庭に立ち入って調査を行う権限が法的に与えられています。これを「立入調査」（虐防法9条）といいます。

さらに保護者が住居に施錠をするなどして正当な理由なく立入調査を拒否した場合であって、虐待が行われている疑いがあるときに、裁判官の許可を得た上で、家庭内に立ち入ることができます。これを「臨検・捜索」といいます（虐防法9条の3）。なお、児相は、こうした一連の流れの中で必要に応じて、警察署長に援助を求めることができます。（虐防法10条）

（３）一時保護

深刻な虐待状況にあるなど、①子どもの安全確保が必要な場合や②子どもの心身の状況等を把握する必要がある場合は、一時保護を行います。一時保護は行政処分であり、児相長等の判断で行われるものです。保護者等に不服がある場合には、一時保護の取消しを求めて、行政不服審査法に基づく審査請求をし、又は行政事件訴訟法に基づく取消訴訟を提起することができます。

原則２月を超えない一時保護の期間に、児相では、児童福祉司等による家族への面接等そのほかの調査による社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護所職員等による行動診断その他の診断を行い、今後の援助方針を決定することになります。

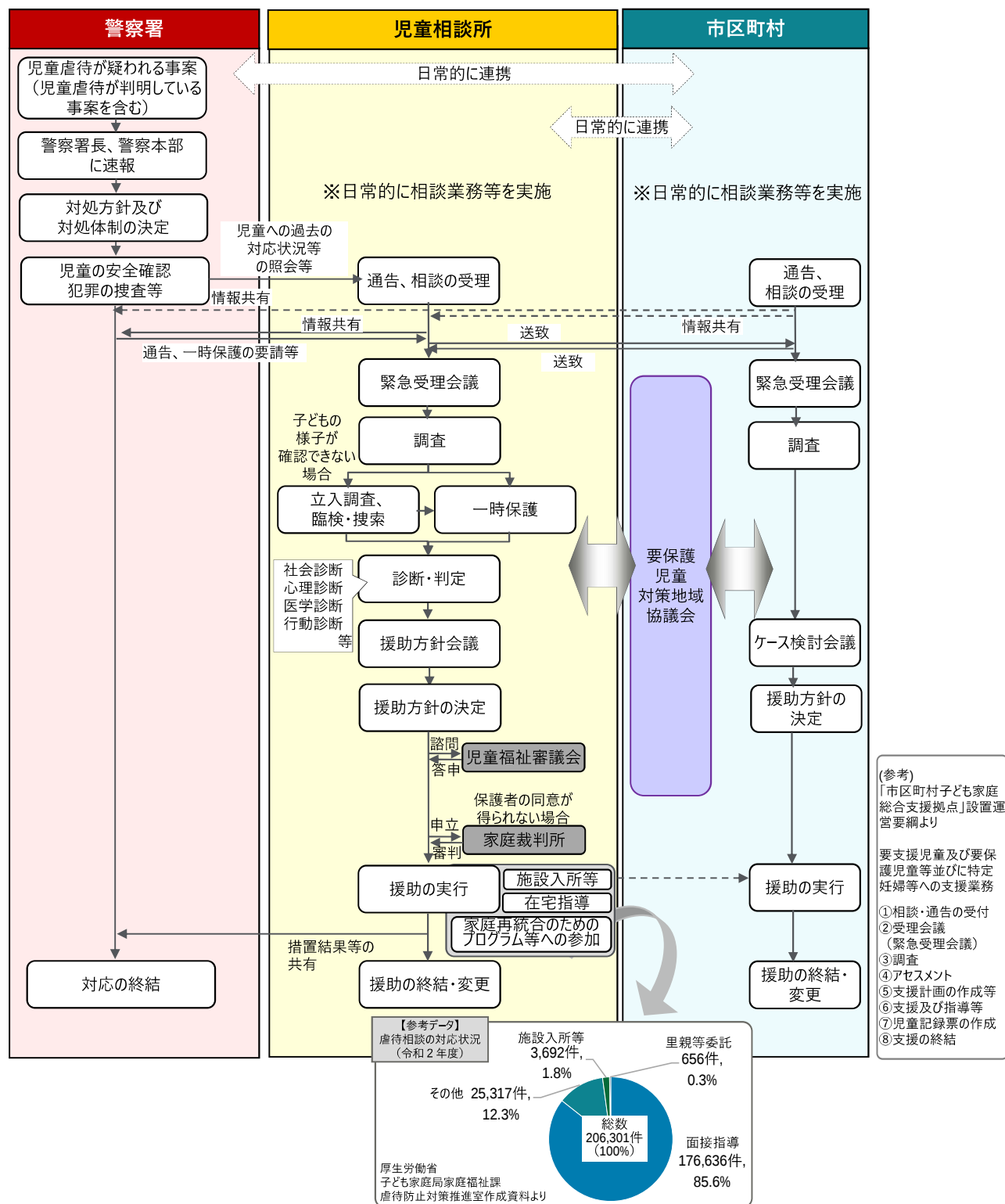
なお、全国の子相の一時保護期間は平均で 32.5 日となっています。（令和 2 年度福祉行政報告例）

（４）在宅援助・支援と施設入所・里親等委託

援助方針の決定に基づき具体的支援を開始することとなりますが、支援のあり方は、大別すると、①家庭において子どもを分離せずに在宅で援助していく「在宅支援」と②乳児院や児童養護施設等への入所や里親等への委託の場合とに分かれます。いずれの場合も子どもと保護者への丁寧な説明が求められます。

在宅支援では、市区町村に設置されている要対協で情報を共有し、関係機関間における役割分担と協働による支援を行うこととなります。児相が対応する児童虐待対相談応件数の 9 割以上は在宅支援が占めており、地域の支えが不可欠といえます。

< 児童虐待事案の対応フロー >



対応フローは下記資料を参考にして作成

- ・ 厚生労働省「児童相談所運営指針の改正について」（雇児発第 0214003 号 平成 17 年 2 月 14 日）における図－1 児童相談所における相談援助活動の体系・展開、図2 市区町村・児童相談所における相談援助活動系統図
- ・ 厚生労働省「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（雇児発 0331 第 49 号 平成 29 年 3 月 31 日）
- ・ 東京都児童福祉審議会 平成 26 年 期 第 1 回専門部会「資料 2-6 養育家庭支援フロー図」

II. 児童虐待事案への対応 Q & A

※Q&A の 45 項目のうち、一部抜粋しています。

1. 通告前段階における児童相談所または市区町村への照会等に関すること

Q 児相と市区町村のケース移管、送致、情報共有はどのように行われていますか。

A 市区町村の相談援助活動等の支援、専門的技術的な相談援助機能や重篤な虐待等における指導、施設入所、一時保護等の措置機能を有する児相と子育て支援、母子保健、精神保健、福祉等の各種施策を活用した寄り添い型の相談支援機能を有する市区町村の役割分担を果たすため、市区町村は一時保護になる可能性があるケースや医療機関からの通告等専門的判断を要する可能性があるケース等を把握した場合児相に情報提供し、児相は係属中の虐待ケースが管轄外の市区町村に転居した場合当該市区町村の子ども部署に情報提供するなど、相互に必要な情報共有を適宜行っています。

この他、市区町村の子ども部署から児相に対し、担当ケースにつき、児童、保護者との面談同席、個別ケース会議への出席、専門的助言等の依頼、医学的、心理学的判定が必要又は重篤な虐待が認められ一時保護、施設入所措置等児相の行政処分権限の行使が必要と判断した児童の送致又は児相長への通知（児福法 25 条の 7 第 1 項 1 号、4 号）等の連絡、調整を行います。

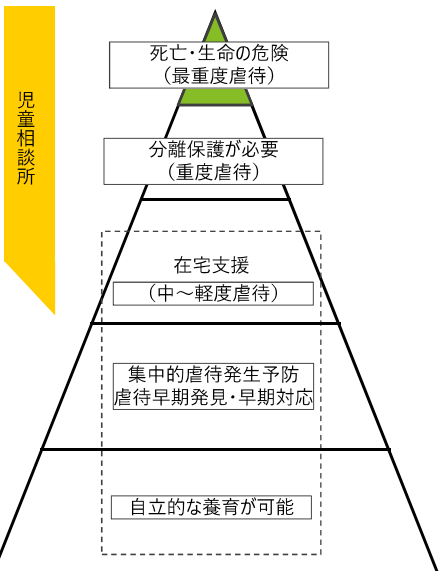
また、児相は市区町村に対して、担当ケースにつき、児童及び家庭の見守り、ケースの状況把握、同行訪問、在宅での児童福祉司指導措置における市区町村の子育て支援サービスの活用等の協力の依頼、児童及び保護者に対して行う指導措置の委託（児福法 27 条 1 項 1 号）、児相の援助終了後、引き続き地域で児童及び家庭の相談援助、

見守り等を市区町村主体で実施させるためのケースの市区町村送致などを行います。このように、児相と市区町村は、各自治体間において差はありますが、相互に連携しながら役割分担を行っています。

なお、児相設置市（特別区）が開設した児相では、児相と市区町村の子ども部署の機能を一元化し、措置機能と相談支援機能の連携強化を図っているところもあります。

< 児相と市区町村の役割と対応内容 >

残されたきょうだいへの
養育支援や
施設退所後の支援は
市区町村も行う



厚生労働省厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
「子ども虐待対応の手引き」1 章 5. 図 1 より一部改変

2. 児童相談所への通告時に関すること

Q

身柄を伴う通告を受けた後、児相は児童に対してどのような流れで、どのくらいの期間において、どのような対応を行いますか（一時保護後の対応も含む）。

A

自治体ごとに取扱いが異なることも多く、一概に言えないため、以下、関係法令及び運営指針等の厚生労働省通知を踏まえて概略を記載します。

(1) 緊急の受理会議等の開催

まず、通告内容、当該子どもの状況や意向、相談履歴、家庭状況、所属機関の情報等、その時点でできる限りの情報を収集します。

収集できた情報を踏まえて緊急の受理会議等を開催して今後の対応について検討し、一時保護の要否の判断も行います。緊急の受理会議等は、虐待通告など緊急の場合において通告を受けた後、速やかに開催することとされていますが、夜間休日等、同会議等の開催が難しい場合については、自治体ごとに地域の実情に合わせた対応がなされています。

(2) 一時保護を行った場合

一時保護は、子どもの安全確保や子どもの心身の状況等の把握（調査）を目的として児

相長が必要と認めた場合に行われます。保護期間は、原則2か月を超えてはならないとされています。

初期調査の結果、子どもの安全に問題がなく、その後の調査も一時保護を継続する必要がある場合は、数日以内に一時保護を解除して、家庭に返すこともあります。

基本的には、前記保護期間内に、必要な調査、各種診断（社会診断、心理診断、行動診断、医学診断）、これらをもとにして判定し、援助方針を決定します。

(3) 一時保護を行わなかった場合

基本的に、必要な調査、各種診断（主に社会診断、心理診断）、判定、援助方針の決定の流れは、前記(2)の場合と変わりません。ただし、継続在宅となりますので地域関係機関による支援強化が求められます。

3. 通告後における児童相談所または市区町村の対応等に関すること

Q

助言指導、継続指導、児童福祉司指導といった指導区分について教えてください。

A

児相が行う援助には、子どもを保護者の元に置いたまま行う「在宅指導」と、子どもを保護者の元から分離して里親委託や施設入所などを行う「親子分離」があります。

「在宅指導」の中でも、「措置によらない指導」と「措置による指導」とに分かれ、前者には「助言指導」と「継続指導」が、後者には「児童福祉司指導」が含まれます。いわゆる「2号措

置」というのは、児福法27条1項2号に基づく措置による指導に該当し、「児童福祉司指導」はこれに当たります（児童福祉司指導のほか、指導する者の違いにより、「児童委員指導」、「市町村指導」、「児童家庭支援センター指導」などもあります）。なお、「3号措置」というのは、同7条1項3号に基づく措置であり、里親委託や施設入所の措置のことを指します。

いずれの援助を行う場合でも、子どもや保護者に、その理由、方法等について十分に説明し、子どもや保護者の意見を聴き、基本的に合意の上で

行うことになっています。ただし「措置によらない指導」は任意に基づくものであり、「措置による指導」は行政処分としての措置となります。

4. 児童の安全確認に関すること

Q 児相が児童の安全確認を行う法的根拠や安全確認のルール等について教えてください。

A 児相は、児福法 25 条の 6 に基づき、児福法 25 条 1 項の要保護児童通告を受けた児童について、必要に応じて速やかにその状況を把握するものとされています。また、児相は、虐防法 8 条 2 項及び 3 項に基づき、虐防法 6 条 1 項の虐待通告又は児福法 25 条の 7 により市町村から送致を受けた児童等について、当該児童の安全確認を行うことを義務付けられています。したがって、児相が、児童の安全確認を行う直接の法的根拠は、児福法 25 条の 6 及び虐防法 8 条 2 項となります。

児童虐待等に関わる児童の安全確認は緊急性をもって行う必要があり、実務では虐待通告受理後

48 時間以内に実施するといういわゆる「48 時間ルール」を意識して行われています。また、安全確認は、児相職員が児童を直接目視して行う直接確認又は児相が協力を依頼した者により児童を直接目視する間接確認の方法で行われ、児童を直接目視（児童相談所運営指針）して確認することを基本とします。そのため、実務ではケース把握後至急の安全確認を行うため、児童に保育園、学校等の所属があれば、まず保育士、学校教職員等に依頼して間接確認を行い、その後出来るだけ速やかに担当児童福祉司による安全確認及び児童や保護者との面接、所属集団における状況確認など必要な調査が実施されるのが一般的です。

Q 児童や保護者が拒否している場合や児童が遠方にいる場合等、直接児童を確認することが難しい場合、児相や市区町村はどのように安全確認を行っていますか。

A 児童や保護者の拒否により児童の安全確認ができない場合は、保護者に対する出頭要求（虐防法 8 条の 2）、又は出頭要求を経ずとも立入調査（虐防法 9 条）を実施し、児童虐待が疑われるにもかかわらず保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合には、裁判所の許可状を得て行う強制処分である臨検搜索を実施して児童の安全確認を行います（虐防法 9 条の 3）。

児童が現住所地等におらず遠方にいることが確認された場合は、当該ケースを担当する児相から現在児童が生活している地域を管轄する児相に文書により調査依頼を行い、管轄児相において安全

確認を実施してもらい、安全確認後に状況等について報告書を提出してもらう運用で行われています。現在児童が生活している地域を管轄する児相においても、保護者、同居者等の拒否や児童の所属集団が無いなどの状況により安全確認が出来なかった場合には、担当する児相が主体となり、児童の居住地の管轄児相の協力を得ながら、立入調査、臨検搜索の手続を実施して安全確認を行います。そのため、ケースを担当する児相の児童福祉司らは、遠方の児童の現在居住地まで赴き、立入調査、臨検搜索を行うこととなりますが、その際には、協力依頼として、現地を管轄する児相職員にも同行してもらうとともに、現地を管轄する

都道府県警察に予め援助要請を行い、警察官の立会いや安全確保等のための援助を受ける場合があります。

5. 一時保護時の援助要請等に関すること

Q 一時保護時に援助要請が必要と判断された場合には、いつ警察へ要請していますか。

A 援助要請を行う場合については「事前協議」ができる場合と緊急介入が必要な場合がありますが、事前に援助要請が必要と認められる場合の基準としては、以下の要件のいずれかに該当する場合は、警察署長に対する援助要請を行うこととなっています。

- ア 虐待が疑われる家庭で、保護者が児童相談所職員の説得に応じず、子供の姿を見せることや身体の傷・痣等の確認に抵抗又は拒否する状況が予め認められる場合
- イ 保護者が、一時保護や立入調査等に抵抗又は拒否する状況が予め認められる場合
- ウ 子供の安全確保のために児童相談所長が必要と認めた場合

また、協議のいとまがない場合には、110 番通報も活用する旨とされています。いずれの場合も所長を交えた組織決定として文書で依頼(緊急時は後追い)するのが原則です。

同時に児相職員は子ども虐待対応の手引き等により、「(立ち入り調査において)警察官は児童相談所長等の権限行使の補助者ではない」「立ち入り調査等は児童相談所がその専門的知識に基づき、主体的に実施するものであり、警察官の任務ではない」「警察官は警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限の行使者」であるということを認識しているところで

6. 児童相談所や市区町村の児童虐待事案への対応にかかる連絡体制や運営の仕組みに関すること

Q 児童虐待対応ダイヤル「189」の仕組みについて教えてください。

A 児童相談所虐待対応ダイヤル「189 (いちはやく)」とは、児童虐待かもしれないと思ったときなどに、すぐに児相に通告等を行うことができる全国共通の電話番号であり、匿名で行うことが可能で通告等の内容に関する秘密は厳守されます。「189」にかけると、発信した電話の市内局番等から(携帯電話等からの発信はコールセンターを通じて)当該地域を特定し、管轄する児相に電話を転送されます。

なお、「189」は、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日付け児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)に基

づき、2019年(令和元年)12月、「児童相談所全国共通ダイヤル」を「児童相談所虐待対応ダイヤル」と名称を変更し、通話料を無料化されました。併せて、児童相談所相談専用ダイヤル(0570-189 (いちはやく) - 783 (おなやみを))についても令和3年7月に無料化されています。

「189」の社会的認知度は高いとはいえず、厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、月間中「189」などについて集中的に広報啓発活動を行っています。ぜひ警察の皆様にも「189」を覚えていただき

「110 番」と同じくらい国民に知られるダイヤルとなることを望みます。

7. 児童虐待事案への在宅援助・支援(多機関連携等)の体制

Q 在宅援助・支援中にはどのような対応や支援を行いますか。

A 虐待が生じている家庭において子どもを分離せずに在宅で援助していくためには、例えば、①子どもの安全についての重大・深刻な危険が否定されるか、子どもの安全についての問題が軽微である、②関係機関間で「在宅で援助していく」ことが可能であるとの共通認識がある、③子どもが幼稚園や学校・保育園に毎日通い、保護者が子どもの状況確認に協力することが十分期待できる、④保護者が市区町村・児相の指導に従う意思を示し、定期的に相談機関に出向くなどの条件を考慮して、次のように対応しています。

児相の在宅指導は、事例に応じて児童福祉司指導措置または継続指導、あるいは児童委員指導や児童家庭支援センター指導などのいずれかの対応をとることとなります。具体的には定期的な児童福祉司による「通所指導」、心理職による「心理通所」及び家庭訪問や学校訪問、場合によっては

民間のカウンセリング機関や親子支援プログラムを利用することもあります。幼児の場合は保育所の通園状況を把握するなど、地域の要対協のセーフティネットを通じて児相の支援が進められます。保護者が児相職員との面談を拒否した場合や転居等を含め居所不明や連絡が取れなくなってしまった場合はリスク要因の一つと判断し対応します。この場合、あらためて出頭要求や立ち入り調査の実施、行方不明の場合は国の情報共通システムを活用した情報をもとに国内全域を対象とした児童の安全確認を行うこととなります。

Ⅲ．用語集

児童相談所の組織・職員

児相の組織は、大きく分けて①総務部門、②相談・判定・指導・措置部門、③一時保護部門の3部門からなっています。②の相談・判定・指導・措置部門は必要に応じ細分化されます。

また、児相では次のような人たちが働いています：所長、指導教育担当児童福祉司（スーパーバイザー）、児童福祉司、一時保護所職員、児童心理司、医師（精神科医、小児科医）、保健師、弁護士、派遣警察官 等

要保護児童

要保護児童とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のことをいいます。具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事情にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障害を有する子どもなどがこれに含まれます。

要支援児童

要支援児童とは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって要保護児童にあたらない児童のことをいいます。具体的には、育児不安（育児に関する自信のなさ、過度な負担感等）を有する親の下で監護されている子どもや、養育に関する知識が不十分なため不適切な養育環境に置かれている子どもなどがこれに含まれます。

緊急受理会議

虐待の通告を受けたときには、通告者からできる限り情報提供をしてもらうなどにより基本的な情報を収集したうえで、速やかに緊急受理会議を開催します。緊急受理会議で

は、安全確認の方法と時期の検討、緊急性の判断、初期調査の内容確認、役割分担等を行います。

調査（安全確認）（48時間ルール）

通告を受けた児相長等は、基本として直接目視により児童の安全を確認するための措置を講ずることが義務づけられています。緊急を要する場合には、その場にいる職員で分担して対応を開始します。子どもの安全確認は、直接目視により行うことが原則です。通告受理後、48時間以内での自治体が定めたルールに従い、子どもの安全確認を実施します。場合によっては、学校の教職員など他の機関の目視に代えることもできますが、その場合には十分に情報を精査する必要があります。調査（安全確認）では、子どもの安全を確認するとともに、虐待あるいは不適切な養育の状況と子どもの被害状況、生活環境の把握、情報収集を行います。

出頭要求、立入調査、臨検・搜索

児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児相の職員等が必要な調査、質問をすることができます。

保護者が出頭の求めに応じないなど、立入調査その他の必要な措置を講じます。保護者等に接近する手立てがなく、かつ子どもの安全が確認できないときには、立入調査、臨検・搜索等を行う必要が生じます。ただ、そのような場合でも、保護者なるべく自然な形で子どもや自身の問題を考え、援助を受け入れやすくなる様々なアプローチによる接近方法を含め、どのような手段を採用するかは、子どものおかれた状況の危険性や関係者

からの情報などを総合的に勘案して判断します。出頭要求及び立入調査は、いずれも都道府県知事(権限を受けた児相長)が、児童虐待が行われているおそれがあると認めるとき、児相が、通告内容、関係機関等から収集した情報、過去の虐待による関与歴等から、児童虐待の疑いがあると合理的に判断できれば実施できます。立入調査を保護者が拒否し安全確認ができなかった場合には、裁判所の許可状を得て実施する強制処分である臨検捜索を実施することもあります。

もっとも、立入調査は、出頭要求を経ることなく実施することも可能であり、切迫した状況が想定される場合には迅速性を最優先にした対応を行います。

委託一時保護

近年、地域によっては保護児童の増加から一時的に定員を超過して一時保護所に子どもを入所させる事態がみられ、また様々な背景等を有する子どもを同一の空間で援助することが一時保護所の課題として指摘されています。このため、一時保護については、管轄する一時保護所における適切な援助の確保が困難な場合には、他の都道府県等の管轄する一時保護所を一時的に活用するという広域的な対応に加え、児童福祉施設、里親、医療機関等に対する委託一時保護の活用により、適切な援助の確保に努めることが重要です。

特に、警察との関係では、一時保護が必要な子どもを警察職員が発見し、又は市民から警察職員が引き継いだ場合に、児相が遠隔地にあるか又は夜間にわたるため、児相が直ちに引き取ることができないときに、児相長から警察に一時保護を委託する場合があります。その際には、どの時点で警察に一時保護を委託したのかを明確にしたうえで、警察へ

の一時保護をできる限り短時間にする必要があります。

要保護児童対策地域協議会（いわゆる要対協）

地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくために地方公共団体が設置する機関です。

支援対象児童等を早期に発見し、迅速な支援を開始し、関係機関等が情報・課題を共有化し、その共有化した情報等に基づいてアセスメントを協働で行うこと、役割分担しながら支援を行うこと等を目的としています。

要対協の設置主体は、地方公共団体とされていますが、基本的には住民に身近な市区町村が設置主体となっています。

要対協の支援対象者は、①要保護児童、②要支援児童、③特定妊婦（①、②、③を総称して「支援対象児童等」という。）とされます。虐待を受けた子どもに限られず、非行児童等も含まれます。

要対協の運営は、基本的には、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議との三層構造で運営されている例が多いです。

要対協には、その運営の中核となり、支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う調整機関（要保護児童対策調整機関）を置くこととし、要対協の構成員に対して守秘義務を課すとともに、支援対象児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対して情報の提供等の必要な協力を求めることができます。関係機関等にはこうした求めに対する応答努力義務も定められています。

要対協の構成員は、児福法第 25 条の 2 第 1 項に規定する「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他

の関係者」であり、具体的には、児童福祉関係、保健医療関係、教育関係、警察・司法・人権擁護関係、配偶者からの暴力関係が想定されており、その他にも NPO 法人・民間団体等幅広い者を参加させることが可能です。

要対協における要保護児童等に関する情報の共有は、要保護児童の適切な保護を図るために行われるものであり、要対協の構成員

は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはなりません。守秘義務に反し秘密を漏らした者に対しては罰則が規定されています。

なお、要対協は、法的な関係機関のネットワーク（機能）であり、単なる固定的で画一的な会議体ではないことを認識しておく必要があります。

このハンドブックは、令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「警察向け「児童福祉」がわかるハンドブック（仮称）」作成に係る調査研究」にて設置した有識者による検討委員会において作成いたしました。

※ なお、このハンドブックは警察と児童相談所、市区町村が、互いの理解を深め、児童虐待事案について連携して取り組むことを支援するために作成したものであり、全編（基礎知識 10 項目、Q & A 45 項目、用語集 69 項目）は非公開とし、当該公開概要版のみ一般公開資料とします。

< 検討会委員名簿（敬称略） >

< 委員 >

鈴木 秀洋（委員長）	日本大学危機管理学部准教授 元文京区子ども家庭支援センター所長
奥田 晃久	明星大学教育学部子ども臨床コース特任教授 元東京都江東児童相談所長
久保 健二	福岡市こども総合相談センター課長（連携支援担当）
後藤 慎司	豊の子ども福祉考房 S H I N フリースーパーバイザー 元大分県こども・女性相談支援センター長
船崎 まみ	江戸川区総務部法務課長 弁護士
増井 敦	京都産業大学法学部准教授
増沢 高	子どもの虹情報研修センター研究部長

< オブザーバー >

厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室（担当 内尾彰宏課長補佐）
警察庁 生活安全局少年課少年保護対策室

< 事務局 >

有限責任監査法人トーマツ

令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「警察向け「児童福祉」がわかるハンドブック(仮称)」作成に係る調査研究」

警察官・警察職員のための
「児童福祉が分かる」ハンドブック
(公開概要版)

令和４年３月
有限責任監査法人トーマツ



免責事項

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社並びにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人及びデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）並びに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファーム並びに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務等に関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本調査研究報告書は、厚生労働省令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として、厚生労働省子ども家庭局長より採択を受けた有限責任監査法人トーマツ（以下、「当法人」）が提供したものであり、保証業務として実施したものではありません。

本調査研究報告書を受領または閲覧する名宛人（本調査研究報告書に関して当法人へ採択事業者の通知をしている機関）以外の方（以下、「閲覧者等」）は、例外なく本調査研究報告書に記載される事項を認識し了解したものとみなされます。

1. 本調査研究報告書は、厚生労働省令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として、厚生労働省子ども家庭局長より採択を受けた当法人が提供したものであり、閲覧者等に対して注意義務または契約上の義務を負って実施されたものではないこと。従って、当法人は、本調査研究報告書及び本調査研究報告書に関連する業務に関して、閲覧者等に対して裁判上または裁判外を問わずいかなる義務または責任も負わないこと。
2. 本調査研究報告書には、閲覧者等が理解し得ない情報が含まれ、また、閲覧者等が必要とする情報が必ずしも網羅されていない可能性があること。なお、本調査研究報告書に記載されている以外の情報が名宛人に伝達されている可能性があること。
3. 閲覧者等は、本調査研究報告書を受領または閲覧によって本調査研究報告書に依拠する権利及びこれを引用する権利を含むいかなる権利も取得しないこと。閲覧者等は本調査研究報告書に記載された一定の前提条件・仮定及び制約について受容するとともに閲覧者等による本調査研究報告書の利用及び利用の結果に関する全ての責任を閲覧者等自身が負うこと。
4. 閲覧者等は、当法人及びその役員、社員、職員等に対して本調査研究報告書を受領または閲覧に関連して閲覧者等に生じるいかなる損害や不利益についてもその賠償請求を行わず、また、いかなる権利の行使も行わないこと。

令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業
警察向け「「児童福祉」がわかるハンドブック(仮称)」
作成に係る調査研究
報告書

令和4年3月
有限責任監査法人トーマツ